

1. 参加自治体の概要

参加自治体	大阪府 + 大阪市を除く管内基礎自治体
人口	6,010,623人

2. 事業の概要等（令和5年度）

実施方法	大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会北大阪ブロック分科会及び南大阪ブロック分科会において共同実施 ・ 契約担当自治体が南北ブロック分科会を代表して施設等との契約に係る事務及びその他本事業に係る庶務を行う。
事業概要	・ 対象地域を南北で2つのブロックに分けて契約担当自治体を決 定。 ・ 契約担当自治体は、施設等から月ごとの利用日、利用日数、利用料金について、報告・請求を受け、当該施設に対しその利用料を支払う。 ・ 自治体と施設等との間で、利用日、利用日数、利用料金について差異が生じた場合は、当該自治体にその旨を連絡し施設等との調整をする。 ・ 施設等の利用状況等について、月ごとに、報告をする。
事業費・按分方法	施設等を利用した自治体が利用日数に応じて支払う。
その他特記事項	大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会北大阪ブロック分科会及び南大阪ブロック分科会においては、「ホームレス巡回相談指導事業」も共同実施し、大阪府ホームレス巡回相談指導事業共同運営団体に委託している。

3. 広域実施による事業の立ち上げプロセス

開始前

生活困窮者自立支援制度開始前から、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による「ホームレス緊急一時宿泊事業」として実施。

事業の立ち上げ

制度開始前

- ・ ブロック体制を次年度も継続して実施していくこと、巡回相談を自立相談支援の枠で、シェルター事業を一時生活支援事業の枠で、ブロック体制で実施していくことで各市と合意を形成。
- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金終了に伴う各自自治体の費用負担発生について、利用実績に基づいた額をそれぞれ予算計上し、協定を締結して実施。
- ・ 生活困窮者自立支援制度に合わせた実施要領を作成。

平成27年4月 事業開始

事業実施

- ・ 各自自治体共通の取組みとして体制整備ができた。